

○曾於市公共下水道条例施行規程

令和2年3月16日

上下水道規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、曾於市公共下水道条例（平成17年曾於市条例第168号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設）

第2条 条例第3条の3第3号に規定する市長が定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。次条及び第5条において同じ。）とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準
 - イ 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第4条の3第2項に規定する国土交通大臣が定める方法により検定した場合において、大腸菌が検出されず、かつ、濁度が2度以下であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

（耐震性能を確保するために講ずべき措置）

第3条 条例第3条の3第5号に規定する市長が定める措置は、耐震性能を確保するため次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷

が生ずるおそれがある場合においては、可撓^{とろ}継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 耐震性能は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設及び破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設並びに処理施設 次に定めるところによる。

ア 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

イ 施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

- (2) 前号に掲げる排水施設以外の排水施設 同号アに定めるとおりとする。

(排水管内径及び排水渠の断面積の数値)

第4条 条例第3条の4第1号に規定する市長が定める数値は、排水管内径にあつては100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル）とし、排水渠の断面積にあつては5,000平方ミリメートルとする。

(処理施設における汚泥の処理に伴う排気、排液及び残さい物に関する措置)

第5条 条例第3条の5第2号に規定する市長が定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置
- (終末処理場における汚泥の処理に伴う排気、排液及び残さい物に関する措置)

第6条 条例第3条の7第3号に規定する市長が定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

(排水設備の延期願)

第7条 条例第4条ただし書の規定による特別の理由により排水設備を設置することができない場合は、曾於市公共下水道排水設備設置延期許可申請書（様式第1号）を提出し、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、公共下水道排水設備設置延期許可書（様式第2号）により通知するものとする。

(排水設備の固着箇所及び実施方法)

第8条 条例第5条第2号に規定する排水設備を公共ます等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 汚水を排除するための排水設備は、公共ます等のインバート上流端の接続孔と管底高とに食い違いの生じないように接合剤を塗布し、公共ます等の内壁に突き出さないよう挿入し、接合箇所からの漏れを防止すること。
- (2) 雨水のみを排除するための排水設備は、雨水を排除すべきものの管底高以上の箇所に所要の孔をあけ、側溝の内壁に突き出さないよう挿入し、その周囲をモルタル等で埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。

(排水設備の構造等の基準)

第9条 排水設備の構造等は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、土地の状況その他の理由により市長がその必要がないと認めた時は、この限りでない。

- (1) 水洗便所、台所、浴室、洗たく場等の汚水流出箇所には、防臭装置（トラップ）を取り付けること。
- (2) 防臭装置（トラップ）の封水がサイホン作用又は逆流によって破られるおそれがあるときは、通気管を設けること。
- (3) 台所、浴室、洗たく場等の汚水流出口には、ごみ、その他固形物の流下をとるために有効なストレーナー又は幅1センチメートル以下の格子若しくは金網等のごみ防止

装置を設けること。

- (4) 飲食店等、又は工事等で油脂類の流出箇所には除油装置を設けること。
- (5) 自動車等の洗浄施設を有する者、又はこれらの修繕業を営む者は、除油装置及び沈砂装置を設けること。
- (6) 排水管の土かぶりは、公道内にあつては60センチメートル以上、私道内にあつては50センチメートル以上、宅地内にあつては20センチメートル以上を標準とすること。ただし、条件により、防護その他の必要があるときはこれを設けなければならない。
- (7) 管渠の起点、屈曲点、合流点、内径若しくは勾配の変化する箇所及び直線部においては、管径の120倍以内の間隔にますを設置すること。
- (8) 地下室、その他下水の自然流下が十分でない場所における排水は、下水が逆流しないような構造のポンプ施設を設けること。

(排水設備等の計画の確認)

第10条 条例第6条第1項の規定により、排水設備等の新設等の計画の確認を受けようとする者は、公共下水道排水設備等新設等計画確認申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、土地家屋の状況により数人共同して施設を設置するときは、代表者を定め、代表者が申請しなければならない。

- (1) 位置図には、目標及び申請地の位置を明示すること。
- (2) 平面図の縮尺は、100分の1から200分の1とし、次の事項を表示すること。
 - ア 排水設備を設置し、又は改築しようとする土地（以下「申請地」という。）の境界線及び道路の配置
 - イ 申請地内にある建築物及び台所、浴室、洗たく場、便所その他汚水を排除する施設の配置
 - ウ 申請地付近の公共下水道の配置
 - エ 公共ます等の配置
 - オ 管渠の配置、形状、寸法及び勾配
 - カ 除油装置その他の除害装置、ポンプ施設又は防臭装置を設けるときはその配置
 - キ 他人の排水設備等を使用するときはその配置
 - ク その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項
- (3) 縦断面図の縮尺は、横は平面図に準じ、縦は100分の1程度とし、排水管渠の大きさ、勾配及び高さ並びに固着させる公共下水道施設の高さを表示すること。

- (4) その他必要に応じ、配管立図、構造詳細図
 - (5) 工事設計
 - (6) 他人の土地又は排水設備を使用しようとするときは、その土地の所有者の同意書
- 2 排水設備等の計画において民法（明治29年法律第89号）第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、前項第6号の規定は、適用しない。
- 3 前項の場合において、工事の申込者は、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書を提出しなければならない。
- 4 条例第6条第2項の規定により申請した事項等を変更しようとするときは、公共下水道排水設備等新設等計画変更申請書（様式第4号）により市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前2項の申請が法令に適合すると認めたときは、公共下水道排水設備等（新設等・変更）計画確認通知書（様式第5号）により当該申請者に通知する。

（簡易な変更）

第11条 条例第6条第2項ただし書に規定する排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない簡易な変更とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 屋内の排水管に固着する洗面器及び水洗便所の便器の大きさ、構造、位置等の変更
- (2) 防臭装置（トラップ）、ごみ防止装置等で、確認を受けたときの能力を低下させることのない軽微な変更
- (3) その他の軽微な変更で市長が認めたもの

（軽微な工事）

第12条 条例第7条第1項に規定する市長が定める軽微な工事とは、排水設備等の構造に変更を加えない修繕工事とする。

（指定工事店の申請様式）

第13条 条例第8条に規定する指定工事店としての指定を受けようとする者及び条例第12条第4項に規定する再交付を受ける者は、公共下水道排水設備等指定工事店（新規・継続・再交付）申請書（様式第6号。以下「指定申請書」という。）によるものとする。

2 前項の指定申請書には、条例第8条第3項に規定する書類を添付しなければならない。書類の様式は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条例第8条第3項第1号による誓約書（様式第7号）
- (2) 条例第8条第3項第3号による営業所の平面図及び付近見取図（様式第8号）
- (3) 工事店で雇用する排水設備工事責任技術者名簿（様式第9号）

（指定工事店証）

第14条 市長は、条例第8条に規定する申請があったときは、公共下水道排水設備等指定工事店証（様式第10号。以下「指定工事店証」という。）を交付する。

2 指定工事店は、指定工事店証を損傷し、又は紛失したときは、直ちに指定申請書を市長に提出して再交付を受けなければならない。

（変更の届け出等）

第15条 指定工事店は、条例第14条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに公共下水道排水設備等指定工事店届出事項異動届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 専属する責任技術者に異動があったとき。
- (6) 住居表示、電話番号に変更があったとき。
- (7) 営業を休止したとき。
- (8) 休止していた営業を再開したとき。

（排水設備等完成の届出等）

第16条 条例第16条第1項の規定による排水設備等の新設等の工事が完成したときの届出は、公共下水道排水設備等完成届書（様式第12号）により市長に提出しなければならない。

2 条例第16条第2項に規定する検査済証（様式第13号）は、玄関等の屋外から確認しやすい場所に掲示しなければならない。

（水質管理責任者の業務及び選任）

第17条 条例第20条の規定による市長が定める水質管理責任者の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 除害施設又は特定施設の操作及び維持に関すること。
- (2) 除害施設又は特定施設から排除する排出水の水質の測定及び記録に関すること。
- (3) 除害施設又は特定施設に破損、その他事故が発生した場合の措置に関すること。

2 条例第20条の規定による水質管理責任者の選任の届出は、公共下水道水質管理責任者選任届書（様式第14号）によるものとする。

（除害施設の設置等の届出）

第18条 条例第21条の規定により、除害施設を設置し、休止し、廃止し、又は変更しようとする者は、公共下水道除害施設設置（新設・休止・廃止・変更）届書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（使用開始等の届出）

第19条 条例第23条第1項の規定により、公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとする者若しくは使用者の変更をしようとする者は、公共下水道水道異動届（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

（使用水量の認定方法）

第20条 条例第25条第5項第2号に規定する水道水以外の水を排除した場合における使用水量の認定は、貸与メーターを設置しその量により算定する。

2 条例第25条第5項第3号に規定する使用水量と公共下水道に排除する汚水の量が著しく異なる場合は、申告書の記載を勘案し下水の使用量として認定する。

（排除汚水量の申告）

第21条 条例第25条第5項第3号の規定による申告及び条例第25条第6項の規定により私設メーターを設置した場合は、公共下水道汚水排除量申告書（様式第18号）により認定する。

（用水等の変更の届出）

第22条 条例第25条第8項に規定する汚水を排除する用水等の変更の届出は、公共下水道用水等変更届書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

（行為の許可）

第23条 条例第37条の規定による行為の許可を受けようとする者は、公共下水道物件設置等許可申請書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。この場合において、申請書に添付する図面の縮尺は、平面図にあっては500分の1以上とし物件の配置及び構造図にあっては50分の1以上のものでなければならない。

2 市長は、前項の申請を許可したときは、公共下水道物件設置等許可決定通知書（様式第21号）により当該申請者に通知する。

（占用許可の申請）

第24条 条例第39条の規定による占用又は使用の許可を受けようとする者は、公共下水道占用・使用（許可・変更・更新）申請書（様式第22号）に、次の各号に掲げる書類を添え、市長に申請しなければならない。

(1) 付近見取図及び求積図

- (2) 構造図、設計図及び仕様書並びに現場責任者氏名（工作物を設置する場合に限る。）
- (3) 許可書の写し（法令その他により官公署の許可を必要とする場合に限る。）
- (4) 同意書（申請箇所に隣接した土地又は建物に利害関係を有する場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類又は図面

2 市長は、前項の申請を許可したときは、公共下水道占用・使用許可（継続）決定通知書（様式第23号）により当該申請者に通知する。

（占用の期間等）

第25条 占用許可の期間は、5年以内とする。

2 占用許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、占用許可の期間満了後も引き続き占有しようとするときは、その期間満了の7日前までに公共下水道占用・使用（許可・更新・変更）申請書に、前条第1項各号に掲げる書類を添え市長に申請しなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の継続占有の許可について準用する。

（占用許可事項の変更等の届出）

第26条 占有者は、許可条件等に変更があったとき、又は占有を廃止したときは、遅滞なく公共下水道占用（許可・更新・変更）申請書を市長に提出しなければならない。

（権利の譲渡禁止）

第27条 占有者は、占有権を譲渡し、又は担保に供することはできない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

（市長以外の者の行う工事）

第28条 法第16条の規定により、公共下水道施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行おうとする者は、公共下水道施設工事施工等承認申請書（様式第24号）に設計書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、公共下水道施設工事施工等決定通知書（様式第25号）により当該申請者に通知する。

3 市長は、工事の施工を承認した場合において必要と認めたときは、工事の監督をすることができる。

4 工事を施工した者がその工事を完了したときは、直ちに市長に届け出て検査を受けなければならない。

（使用料等の減免）

第29条 条例第51条の規定により使用料等の減免を受けようとする者は、公共下水道使用料等減免申請書（様式第26号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用料等の減免を決定したときは、公共下水道使用料等減免決定通知書（様式第27号）により、当該申請者に通知する。

（減免の取消し）

第30条 市長は、前条の規定により使用料等の減免を決定した後、その理由が消滅したとき、又は虚偽の申請により減免を受けたことを確認したときは、これを取り消すことができる。

（排水区域外からの公共下水道使用の申請）

第31条 排水区域外の者が公共下水道の使用の許可を受けようとするときは、公共下水道排水区域外使用許可申請書（様式第28号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請がなされたときは、内容を審査し、相当と認めるときは、公共下水道排水区域外使用許可書（様式第29号）を当該申請者に交付するものとする。

（職員の身分証明書）

第32条 法第13条第2項及び第32条第5項の規定による職員並びに使用料の賦課徴収等に従事する職員が携帯する身分を示す証明書は、公共下水道事業従事職員証（様式第30号）とする。

第33条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月22日上下水道規程第1号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月20日上下水道規程第1号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号 (第7条関係)

| | | | | | |
|-----------------------|------|--------------------|---|-----|-------------|
| 年 月 日 | | | | | |
| 曾於市公共下水道排水設備設置延期許可申請書 | | | | | |
| 曾於市長 | | 様 | | 申請者 | |
| | | | | 住所 | |
| | | | | 氏名 | |
| | | | | 電話 | |
| 下記のとおり申請します。 | | | | | |
| 設置すべき場所 | | | | | |
| 供用開始年月日 | | 年 月 日 | | | |
| 延期する期間 | | 年 月 日から 年 月 日まで | | | |
| 理由 | | | | | |
| ----- | | | | | |
| ----- | | | | | |
| ----- | | | | | |
| ----- | | | | | |
| ----- | | | | | |
| 課長 | 課長補佐 | 係長 | 係 | 受付 | 年 月 日 第 号 |
| | | | | 審査 | 年 月 日 許可第 号 |

様式第2号（第7条関係）

| | | | |
|------------------|---|------|-----|
| 第 号 年 月 日 | | | |
| 公共下水道排水設備設置延期許可書 | | | |
| 住 所 氏 名 | 様 | 曾於市長 | 印 |
| 下記のとおり、許可します。 | | | |
| 設 置 場 所 | | | |
| 延期する期間 | 年 | 月 | 日から |
| | 年 | 月 | 日まで |
| 許 可 条 件 | | | |
| ----- | | | |
| ----- | | | |
| ----- | | | |
| ----- | | | |
| ----- | | | |
| ----- | | | |
| ----- | | | |
| ----- | | | |

様式第3号（第10条関係）

| | | | | |
|---|----------------------------|----------------|------|-------|
| 年 月 日 | | | | |
| 公共下水道排水設備等新設等計画確認申請書 | | | | |
| 曾於市長 様 | | 申請者 住所 氏名 ㊟ | | |
| <p>下記のとおり工事を施工したいので確認をお願いします。 なお、この工事において利害関係者との間に紛争が生じた場合は、一切私の責任において処理します。</p> | | | | |
| 設置区分 | 新設 ・ 増設 ・ 改築 ・ その他（ ） | | | |
| 設置場所 | | | | |
| 排水の種類 | 住所・官公署・事業所・病院・営業（ ）・その他（ ） | | | |
| 利用状況 | 排水面積 | m ² | 排水戸数 | 戸 |
| 用水区分 | 排水人口 | 人 | 浄化槽 | 有 ・ 無 |
| 工事期間 | 着工 | 年 月 日 | 完成 | 年 月 日 |
| <p>他人の土地又は排水設備を使用する場合はその所有者の承諾欄 排水設備工事施工のため私所有の土地（資産）を使用することで了承します。なお、承諾に関し紛争が生じた場合は当事者間で一切を解決します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>対象箇所（地番）</p> <p>承諾者住所 承諾者氏名 ㊟</p> | | | | |
| 指定工事店 | 住所 | | 指定番号 | |
| | 代表者名 ㊟ | | 第 号 | |
| | 責任技術者 ㊟ | | 第 号 | |
| 上記申請に基づき調査の結果下記のとおり決定したい。 | | | | |
| 決定事項 (特記事項) | | | | |

様式第4号 (第10条関係)

| | | | |
|-----------------------|--|--|--------|
| 年 月 日 | | | |
| 公共下水道排水設備等新設等計画変更申請書 | | | |
| 曾於市長 | | 様 | |
| | | 住所 | |
| | | 申請者 | |
| | | 氏名 ㊟ | |
| | | 住所 | |
| | | 指定店 | |
| | | 氏名(店名) ㊟ | |
| | | 責任技術者氏名 ㊟ | |
| 下記のとおり変更したいので申請します。 | | | |
| 設置場所 | | | |
| 設置区分 | | | |
| すでに受けた 許可年月日番号 | 年 | 月 | 日 確認番号 |
| すでに受けた 指定期限 | 年 | 月 | 日 |
| 変更事項 | | | |
| 変更理由 | | | |
| 上記の申請に基づき下記のとおり決定したい。 | | | |
| 起案 | | | |
| ・ | | | |
| 課長 | 課長補佐 | 係長 | 係 |
| 決裁 | | | |
| ・ | | | |
| 施工 | | | |
| ・ | | | |
| 番号 | | | |
| 第 号 | | | |
| 1 決定区分 | ・ 支障がない ・ 支障がある | | |
| 2 決定理由 | | | |
| 3 条件及び 指示事項 | | | |

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

公共下水道排水設備等(新設等・変更)計画確認通知書

様

曾於市長



下記のとおり通知します。

| | |
|------------|------------------|
| 1 決定区分 | ・支障がない ・支障がある |
| 2 設置区分 | |
| 3 設置場所 | |
| 4 完成指定期限 | 年 月 日 |
| 5 条件及び指示事項 | |
| 6 備考 | |

様式第6号 (第13条関係)

| | |
|---|--|
| 年 月 日 | |
| 公共下水道排水設備等指定工事店(新規・継続・再交付)申請書 | |
| 曾於市長 様 | |
| 住 所 | |
| 申請者 氏 名 | ㊟ |
| 電話番号() | — |
| <p>下記のとおり、曾於市公共下水道排水設備等指定工事店として(新規・継続・再交付)を申請します。</p> | |
| 営業所の所在地 | |
| 店名(商号又は名称) | |
| 代 表 者 名 | |
| 責任技術者 | 住 所 |
| | 氏 名 |
| 手 数 料 | 円 |
| 添 付 書 類 | <ol style="list-style-type: none"> 1 誓約書(様式第7号) 2 住民票の写し(法人は定款又は寄付行為及び登記簿謄本) 3 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第8号) 4 都道府県下水道協会の技術者証の写し 5 市税等納税証明書 6 その他市長が必要と認めた書類 7 責任技術者の登録番号は、都道府県下水道協会の登録番号を記入する。 8 商業登記簿謄本(法人のみ) |

様式第7号（第13条関係）

誓 約 書

私は、このたび曾於市公共下水道排水設備等指定工事店として指定を受けました上は、曾於市公共下水道条例及び曾於市公共下水道条例施行規程その他関係法令を遵守し、誠実に工事を施工することを誓約いたします。

万一誓約に違反した場合は、貴職に一切損害をおかけせず、また、どのような処分を受けましても異議を申し立てません。

年 月 日

曾於市長 様

誓 約 者 指定番号 第 号
住 所
氏 名

㊦

様式第8号 (第13条関係)

| 営業所の平面図及び付近見取図 | |
|----------------|-------------------|
| 平面図 | 面積 m ² |
| 付近見取図 | |

様式第9号 (第13条関係)

排水設備工事責任技術者名簿

名称又は商号

代表者 住 所
氏 名



| 氏 名 | 生 年 月 日 | 年 齢 | 住 所 | 資 格 | 資 格 年 月 日 | 資 格 有 効 期 間 | 給 排 水 設 備 工 事 従 事 年 数 |
|-----|------------|-----|-----|-----|--------------|----------------|-----------------------------|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

様式第10号 (第14条関係)

| | |
|---|---------------|
| 年 月 日 | |
| 公共下水道排水設備等指定工事店証 | |
| 曾於市長 印 | |
| 下記の者を、曾於市公共下水道排水設備等指定工事店として指定する。 | |
| 指 定 (登 録) 番 号 | 第 号 |
| 指 定 工 事 店 名 (商 号) | |
| 営 業 所 所 在 地 | |
| 代 表 者 氏 名 | |
| 指 定 の 有 効 期 間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |

様式第11号 (第15条関係)

| | | |
|-------------------------------------|---|-------|
| 曾於市長 公共下水道排水設備等指定工事店届出事項異動届 様 | | 年 月 日 |
| 指定(登録)番号 第 号 指定工事店名(商号) 代表者氏名 | | ㊦ |
| 異 動 事 項 | 新 | 旧 |
| ふ り が な 商 号(組 織) | | |
| 添 付 書 類 | ・商業登記簿謄本(法人のみ)、指定工事店証、専属の責任技術者証 | |
| ふ り が な 氏 名(代表者) | | |
| 添 付 書 類 | ・商業登記簿謄本(法人のみ)、指定工事店証、経歴書 ・成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者ではないことを証する書類 | |
| 責任技術者の変 更 | | |
| 添 付 書 類 | ・専属の責任技術者証 | |
| 住居表示の変更 | | |
| 添 付 書 類 | ・住民票記載事項証明書又は住居表示変更通知書(商業登記簿謄本でも可) ・指定工事店証 | |
| 電 話 番 号 | | |
| 営 業 所 移 転 | | |
| 添 付 書 類 | ・営業所の平面図、付近見取図及び写真、商業登記簿謄本(法人のみ)、指定工事店証、固定資産物件証明書(建物登記簿謄本でも可)又は賃貸契約書の原本及び写し | |
| 営業所(仮)移転 | | |
| 添 付 書 類 | ・営業所の平面図、付近見取図及び写真、固定資産物件証明書(建物登記簿謄本でも可)又は賃貸契約書の原本及び写し | |
| 営 業 休 止 | 年 月 日から | |
| 営 業 再 開 | 年 月 日から | |

様式第12号（第16条関係）

| | |
|---|----------------|
| 年 月 日 | |
| 公共下水道排水設備等完成届書 | |
| 曾於市長 | 様 |
| 設置申請者住所 | |
| 設置申請者氏名 ㊟ | |
| 指定工事店住所 | |
| 指定工事店名 | |
| 代表者名 ㊟ | |
| 責任技術者氏名 ㊟ | |
| 下記の内容のとおり完成しましたので届け出ます。 | |
| 設 置 場 所 | 番地 |
| 設 置 区 分 | |
| 既に受けた許可年月日及び番号 | 年 月 日 確認第 号 |
| 完 成 年 月 日 | 年 月 日 |
| <p>確認欄</p> <p>完成届及び完成図のとおり確認し異議は申しません。今後、排水についての不具合、位置等の変更は指定工事店などと協議し一切を解決し、私方で費用の負担をします。</p> <p>※自署すること</p> <p>(確認年月日) 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> | |
| 上記申請に基づく検査結果は、下記のとおりでした。 | |
| 検 査 結 果 | 良 ・ 否 特記事項 () |
| 検 査 確 認 者 | |
| 検 査 年 月 日 | |

様式第13号 (第16条関係)



備 考

- | | |
|----------|---------|
| 1 形 状 | 楕円形 |
| 2 材 質 | アルミニウム質 |
| 3 地 色 | 濃紺色 |
| 4 文字及び数字 | 白 色 |

様式第14号 (第17条関係)

| | | | | | |
|-------------------------|------------|-----|---|-----|-----|
| 年 月 日 | | | | | |
| 公共下水道水質管理責任者選任届書 | | | | | |
| 曾於市長 様 | | | | | |
| 水質管理責任者を選任したので、届け出ます。 | | | | | |
| 届 出 者 (設 置 者) | 住 所 氏 名 | | | 業 種 | |
| | | | | 電 話 | |
| 設 置 場 所 | | | | | |
| 設 置 年 月 日 年 月 日 | | | | | |
| 選 任 した 水 氏 名 年 月 日 生 | | | | | |
| 質 管 理 責 任 者 所 属 課 名 電 話 | | | | | |
| 選 任 年 月 日 年 月 日 | | | | | |
| 備 考 (資 格 等) | | | | | |
| 課 長 | 課 長 補 佐 | 係 長 | 係 | 起 案 | ・ ・ |
| | | | | 決 裁 | ・ ・ |
| | | | | 施 行 | ・ ・ |
| | | | | 番 号 | 第 号 |

様式第15号 (第18条関係)

| | | | | | |
|------------------------------|------------------------------|----|---|----|--------|
| 年 月 日 | | | | | |
| 公共下水道除害施設設置(新設・休止・廃止・変更)届書 | | | | | |
| 曾於市長 様 | | | | | |
| 申請者 住所 氏名 () 印 電話 () | | | | | |
| 曾於市公共下水道条例第21条の規定に基づき、届け出ます。 | | | | | |
| 申請区分 | 1 新設 2 休止 3 廃止 4 変更 | | | | |
| 設置場所 | | | | | |
| 除害設置の種類 | | | | | |
| 汚水を排水する施設の構造 | 別紙説明資料添付 | | | | |
| 汚水を排水する施設の使用法 | 別紙説明資料添付 | | | | |
| 汚水の処理方法 (除害施設について) | 別紙説明資料添付 | | | | |
| 下水の量及び水質 | 別紙説明資料添付 | | | | |
| 用水及び排水の系統 | 別紙説明資料添付 | | | | |
| 課長 | 課長補佐 | 係長 | 係 | 起案 | ・ ・ |
| | | | | 決裁 | ・ ・ |
| | | | | 施行 | ・ ・ |
| | | | | 番号 | 第 号 |

様式第16号 (第19条関係)

| | | | |
|----|---|------|---|
| 受付 | ㊟ | 現地処理 | ㊟ |
|----|---|------|---|

| 公共下水道異動届 開始(新設)・閉栓・廃止 | | | | | | | | | |
|--|-------------------|--------------------------------|-----------------------|--------------|----------------------|----------------|-----------------------|------------------------------|---|
| 曾於市公共下水道条例及び曾於市公共下水道条例施行規程に同意したうえで、下記のとおり使用を（開始・閉栓・廃止）しますから曾於市公共下水道条例施行規程第19条により届け出ます。 | | | | | | | | | |
| 開始の方 | | 住所変更 (転入・市内転居) (済・予定・予定無) | | | | | | | |
| | | 前住所 | | | 番地 | | | | |
| 閉栓の方 | | 転居先 | | | 番地 | | | | |
| 届出日 | | 年 | 月 | 日 | 処理希望日 | | 年 | 月 | 日 |
| 使用者 | | 住所 | | | 番地 | | | | |
| | | 氏名 | | | ㊟ | | | | |
| | | (連絡先) | | | — — | | | | |
| 代理記入者 | | 氏名 | | | ㊟ | | | | |
| | | (連絡先) | | | — — | | | | |
| 曾於市長 | | 様 | | | | | | | |
| 公共下水道設置場所 | | 設置場所 () ※設置場所と使用者住所が違う場合記入 | | | | | | | |
| 公共下水道使用者等変更届 | | | | | | | | | |
| 下記のとおり、変更いたしますので、お届けします。 | | | | | 届出人氏名 (連絡先 TEL — —) | | | | |
| 届出日 年 月 日 | | | | | 1 本人 2 家族 3 自治会長 | | | | |
| 曾於市長 様 | | | | | 旧使用者 | | 新使用者 | | |
| 住所 ※納付書の送付先が違う場合送付先を記入して下さい。 | | | | | | | | | |
| 設置場所 送付先 | | | | | | | | | |
| 水 栓 番 号 | | お 客 様 番 号 | | 異 動 年 月 日 | | 検 針 順 番 号 | | | |
| メーター番号 | | | | 口径 | | mm | | | |
| 開 栓 | 台帳登録・異動 | | 開始 始 針 | | m ³ | | 用 途 一般 営業 工業 臨時用 公共施設 | | |
| | 台 帳 管 理 項 目 | 水道・下水 | メーター 期 限 (期限のみ) | 年 月 | | 徴 収 区 | | 口座 郵送(町内) 郵送(市外) | |
| 閉 栓 | 前 期 指 針 | m ³ | | 閉 栓 指 針 | | m ³ | | 認 定 使用料金 基本料金 消費 税 閉 栓 調 定 額 | |
| | 前 期 検 針 日 | 月 日 | | 閉 栓 使 用 量 | | m ³ | | | |

様式第18号 (第21条関係)

| | | | | |
|----------------------------------|----|----------|----|---|
| 年 月 日 | | | | |
| 公共下水道汚水排除量申告書 | | | | |
| 曾於市長 様 | | | | |
| 下記のとおり申告します。 | | | | |
| 申告者(使用者) | 住所 | | 職業 | |
| | 氏名 | 印 | 電話 | |
| 排水設備場所 | | | | |
| 下水道番号 第 号 | | | | |
| 使用目的 | | | | |
| 予定排水量 | 1日 | 最大 . | 最小 | . |
| 予定使用量 | 1日 | 最大 . | 最小 | . |
| その他の事項 | | | | |
| 配管径 | mm | 私設メーター種別 | | |
| 備考 | | | | |
| ・排水量は、本メーター使用量と私設メーター使用量の差で認定する。 | | | | |

様式第19号（第22条関係）

| 公共下水道用水等変更届書 | | | | | |
|--------------------------|------|------------------------|---|--------|-------|
| | | | | | 年 月 日 |
| 曾於市長 | | 様 | | | |
| | | 住所 | | | |
| | | 届出者 | | | |
| | | 氏名 | | ㊟ | |
| 下記のとおり用水等を変更しますので、届け出ます。 | | | | | |
| 設置場所 | | | | | |
| 排水設備番号 | | 第 号 | | | |
| 用水源 | 旧 | 上水道・井戸・ 上水道と()との併用 | | | |
| | 新 | 上水道・井戸・ 上水道と()との併用 | | | |
| 排除汚水量 | 旧 | ・/月 | | | |
| | 新 | ・/月 | | | |
| 変更事項 | | | | | |
| 変更年月日 | | 年 月 日 | | | |
| 上記のとおり届け出がありました。 | | | | 起案 | ・ ・ |
| 課長 | 課長補佐 | 係長 | 係 | 決裁 | ・ ・ |
| | | | | 占用台帳記入 | ・ ・ |
| | | | | 番号 | 第 号 |
| 備考 | | | | | |

様式第21号（第23条関係）

| | |
|-------------------|--|
| 第 号 年 月 日 | |
| 公共下水道物件設置等許可決定通知書 | |
| 様 | |
| 曾於市長 印 | |
| 下記のとおり通知します。 | |
| 決 定 区 分 | ・許可する ・許可しない |
| 設 置 場 所 | |
| 設 置 の 目 的 | |
| 施設の名称及び構造 | |
| 設 置 面 積 | |
| 占 用 許 可 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 工 事 予 定 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 占 用 料 | 金 円 |
| 条 件 及 び 指 示 事 項 | |
| | |
| | |
| | |
| 決 定 理 由 | |
| | |
| | |
| | |
| 備 考 | |
| | |
| | |
| | |

様式第22号（第24条、第25条、第26条関係）

| | | | |
|-------------------------------|--------------------|-------|-------------|
| 年 月 日 | | | |
| 公共下水道占用・使用（許可・更新・変更）申請書 | | | |
| 曾於市長 | 様 | 新規 | |
| | | 更新 | |
| | | 変更 | |
| | 申請者 | 住所 | |
| | | 氏名 | ㊟ |
| | | 電話（ ） | — |
| 曾於市公共下水道条例第39条の規定により許可を申請します。 | | | |
| 占用・使用の目的 | | | |
| 占用・使用の場所 | 路線名 | 場所 | |
| | 設置個所 | | |
| 占用・使用物件 | 名称 | 規模 | 数量 |
| | | | |
| 占用・使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | 間 | 占用物件・電線等の構造 |
| 工事の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | 間 | 工事実施の方法 |
| 復旧方法 | | | 添付書類 |
| 備考 | | | |

様式第23号（第24条、第25条、第26条関係）

| | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 第 号 年 月 日 | |
| 公共下水道占用・使用許可(継続)決定通知書 | |
| 様 | |
| 曾於市長 印 | |
| 下記のとおり通知します。 | |
| 決 定 区 分 | ・ 許可する ・ 許可しない |
| 占 用 場 所 | |
| 占 用 期 間 | 年 月 日から 年 月 日 年間 日まで |
| 占 用 面 積 | m ² |
| 工 事 予 定 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 占 用 料 | 金 円 |
| 条 件 及 び 指 示 事 項 | |
| 決 定 理 由 | |
| 備 考 | |

様式第24号（第28条関係）

| | | | | |
|---|---------|-----------|---------|---|
| 年 月 日 | | | | |
| 公共下水道施設工事施工等承認申請書 | | | | |
| 曾於市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 住 所 申請者 氏 名 ㊟ </div> | | | | |
| 下記のとおり申請します。 | | | | |
| 申 請 区 分 | | | | |
| 工事、維持を必要とする理由 | | | | |
| 施 工 場 所 | | | | |
| 排 水 面 積 | | | | |
| 施 設 の 内 容 | | | | |
| 工 事 予 定 期 間 | 年 月 日から | | 年 月 日まで | |
| 施 工 者 氏 名 | | | | |
| 上記申請に基づき下記のとおり決定したい。 | | | 調 査 | ・ ・ |
| 課 長 | 課長補佐 | 係 長 | 係 | 起 案 ・ ・ |
| | | | | 決 裁 ・ ・ |
| | | | | 通 知 ・ ・ |
| | | | | 番 号 第 号 |
| 決 定 区 分 | ・ 承認する | | ・ 承認しない | |
| 決 定 理 由 | | | | |
| 条 件 | | | | |
| 着 工 年 月 日 | 年 月 日 | 完 成 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 検 査 年 月 日 | 年 月 日 | 検 査 員 | ㊟ | |

様式第26号 (第29条関係)

| | | | | |
|---------------------------|----------|---------------------------|-----------|---------|
| 年 月 日 | | | | |
| 公共下水道使用料等減免申請書 | | | | |
| 曾於市長 様 | | 申請者 住 所 氏 名 電 話 () | | |
| ⑩ | | | | |
| 下記のとおり申請します。 | | | | |
| 申請区分 | 1 使用料 | 2 手数料 | 3 占用料 | 4 その他 |
| 減免申請額 | 円 | | | |
| 減免期間 | 年 月 日～ | | 年 月 日 | |
| 占用場所 | | | | |
| 申請理由 | | | | |
| 上記申請に基づき調査の結果下記のとおり決定したい。 | | | | |
| 課 長 | 課長補佐 | 係 長 | 係 | 起 案 ・ ・ |
| | | | | 決 裁 ・ ・ |
| | | | | 通 知 ・ ・ |
| | | | | 番 号 第 号 |
| 決定区分 | 減額 する | | 減額 しない | |
| | 免除 | | 免除 | |
| 決定理由 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 備 考 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

様式第27号（第29条関係）

| | | | | |
|---|----------|-------|----------|---------|
| 第 号 年 月 日 | | | | |
| 公共下水道使用料等減免決定通知書 | | | | |
| 曾於市長 印 | | | | |
| <p>年 月 日付けで申請のあった使用料等の減免については、下記のとおり決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> | | | | |
| 減 免 区 分 | 1 使用料 | 2 手数料 | 3 占用料 | 4 その他 |
| 決 定 区 分 | 減免 免除 | する | 減免 免除 | しない |
| 減 免 額 | 円 | | | |
| 減 免 期 間 | 年 | 月 | 日 | ～ 年 月 日 |
| 決 定 理 由 | ----- | | | |
| | ----- | | | |
| | ----- | | | |
| | ----- | | | |
| 備 考 | ----- | | | |
| | ----- | | | |
| | ----- | | | |
| | ----- | | | |

様式第28号 (第31条関係)

| | | | |
|----------------------------------|-------------|--------|-----------------|
| 年 月 日 | | | |
| 公共下水道排水区域外使用許可申請書 | | | |
| 曾於市長 | | 様 | |
| 申請者 住 所 | | | |
| (地区名) | | | |
| 氏 名 ㊟ | | | |
| 電話 () | | | |
| 排水区域外からの公共下水道使用について、下記のとおり申請します。 | | | |
| 設 置 場 所 | | | |
| | 住 所 | | |
| | 氏 名 | 電話 () | |
| 所 有 関 係 | 土 地 の 所 有 者 | | 家 屋 の 所 有 者 |
| | 住 所 | | 住 所 |
| | 氏 名 | | 氏 名 |
| | 電 話 () | | 電 話 () |
| 利 用 の 状 況 | 排 水 人 員 | 人 | 水 道 メ ー タ ー 番 号 |
| | 排 水 世 帯 | 世 帯 | |
| 上記申請に基づき下記のとおり決定したい。 | | | |
| 課 長 | 課長補佐 | 係 長 | 係 |
| | | | |
| | | 起 案 | ・ |
| | | 決 裁 | ・ |
| | | 通 知 | ・ |
| | | 番 号 | 第 号 |
| 決 定 区 分 | ・ 許可する | | |
| | ・ 許可しない | | |
| 決 定 理 由 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 条 件 及 び 指 示 事 項 | | | |
| | | | |
| | | | |

様式第29号（第31条関係）

| 公共下水道排水区域外使用許可書 | |
|---|--|
| 第 年 月 日 号 | |
| 住 所 | |
| 氏 名 様 | |
| 曾於市長 印 | |
| 年 月 日付けで申請のあった排水区域外からの使用について、下記のとおり許可します。 | |
| 設 置 場 所 | |
| 備 考 | |

様式第30号 (第32条関係)

9.5cm

(表)

| | | |
|------------------------------------|---------|-----|
| | 第 | 号 |
| 公共下水道事業従事職員証 | | |
| 写 真 | 所 属 | |
| | 職・氏名 | |
| | 生年月日 | 年 月 |
| | 日 | |
| 上記の者は、曾於市公共下水道事業に従事する職員であることを証明する。 | | |
| | 年 月 日交付 | |
| | 曾於市長 | 印 |

6.0cm

(裏)

- 1 本証は、下水道法第13条及び第32条の規定による職務を行うため、他人の土地・建物に立ち入るときは、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を汚破損し、又は紛失したときは、直ちに届け出なければならない。
- 5 本証は、曾於市公共下水道事業従事職員でなくなったときは、直ちに返還しなければならない。

様式第1号 (第7条関係)
様式第2号 (第7条関係)
様式第3号 (第10条関係)
様式第4号 (第10条関係)
様式第5号 (第10条関係)
様式第6号 (第13条関係)
様式第7号 (第13条関係)
様式第8号 (第13条関係)
様式第9号 (第13条関係)
様式第10号 (第14条関係)
様式第11号 (第15条関係)
様式第12号 (第16条関係)
様式第13号 (第16条関係)
様式第14号 (第17条関係)
様式第15号 (第18条関係)
様式第16号 (第19条関係)
様式第17号 削除
様式第18号 (第21条関係)
様式第19号 (第22条関係)
様式第20号 (第23条関係)
様式第21号 (第23条関係)
様式第22号 (第24条、第25条、第26条関係)
様式第23号 (第24条、第25条、第26条関係)
様式第24号 (第28条関係)
様式第25号 (第28条関係)
様式第26号 (第29条関係)
様式第27号 (第29条関係)
様式第28号 (第31条関係)
様式第29号 (第31条関係)
様式第30号 (第32条関係)